



宅建本部にゆうす

公益 愛媛県宅地建物取引業協会
社団法人

TAKKEN-HONBU NEWS

公益 全国宅地建物取引業保証協会愛媛本部
社団法人

第171号 平成26年9月25日発行

（公社）不動産保証協会との認証申出に関する協定締結について

平成26年7月2日に全宅連会館において（公社）不動産保証協会（林直清理事長）との間で協定書の締結を執り行いました。

これにより、平成26年10月1日から本会会員だけでなく全日会員が本会に認証申出する場合であっても内部規約が適用され、今まで以上に一般消費者を保護することが可能となります。

両協会の所属会員よりの認証申出に関する規約上の権利制限の主な内容

1. 会員の申出は、5ヶ月間弁済順位を保留し一般消費者からの申出を優先する。
2. 宅地建物取引業者として相当の注意を払った場合のみ対象とする。
3. 宅地建物取引業者間の違約金及び仲介手数料は対象外

不動産広告研修会の開催について

会員の方は参加できますので広告を出される方はふるってご参加下さい。

- ・平成26年10月27日（月）13:30
- ・リジェール松山 クリスタルホール

（一財）ハトマーク支援機構で実施する事業について

（一財）ハトマーク支援機構より下記について連絡がありました。

（連絡文書要旨）

関係資料地区連絡協議会設置

（一財）ハトマーク支援機構実施事業について以下の通り既存提携企業の既存事業が一部変更となりました。

（株）アクトコール

家財総合保険（無料）付帯の緊急駆けつけサービス及び家賃収納代行サービスの提供。（12月より募集開始したものの会員への手数料を変更）

「不動産の日アンケート」について

毎年実施している消費者を対象とした標記アンケート調査を本年も全宅連ホームページ上において実施いたしますのでご協力お願いいたします。

10月7日は地方祭のため、協会業務は休業となります。

宅地建物取引主任者資格試験実施

平成26年10月19日（日）愛媛大学及び松山大学にて実施されます。
受験される方の健闘を祈念します。

みきゃんの応援について

愛媛県企画振興部長より下記について連絡がありました。
（連絡文書要旨）

今年も愛媛県の更なる知名度向上や実需の創出を図るため、愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」が「ゆるキャラグランプリ」にエントリーしています。

10月20日（月）までインターネット投票が行われておりますので、パソコンやスマートフォン、携帯電話等から応援いただきますようお願いいたします。

「住生活月間」の実施について

国土交通事務次官より、愛媛県土木部長を通じて下記について連絡がありました。

関係資料地区連絡協議会設置

（連絡文書要旨）

国土交通省では、官民協力の下、広報活動や各種行事などを通じて、国民に住宅、住環境、住まい方等について国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現に資することを目的として、「住生活月間」を実施しています。

「住生活月間」実施要綱

期 間 平成26年10月1日（水）から10月31日（金）まで

実施内容 ・「えひめ暮らしと住まいフェア」

・住生活月間関連行事の実施

など

会費の納入はお済みですか？

平成26年度分の会費（業協会年会費50,000円、保証協会年会費6,000円）の納入がまだの方は、早急にご納入下さい。平成27年6月30日までに納入の無い場合、会員資格が無くなります。会費納入は地域の任意団体へ委託していますので、詳しくは各任意団体へお尋ね下さい。

町有地売却（先着順）のご案内について

松前町総務部財政課財産管理係より下記について連絡がありました。
（連絡文書要旨）
売却物件一覧

関係資料地区連絡協議会設置

所在地	地目	地積（㎡）	予定価格（円）
伊予郡松前町大字浜字東恵美洲 322 番 1、323 番 2	宅地	194. 89	9, 210, 000
伊予郡松前町大字筒井字殿町 1374 番 1	宅地	540. 30	14, 707, 000

売払い方法
予定価格で、有効な申請書により先着順に購入申込をされた方に、随意契約による売払いを行います。
申込

- ①受付期間 平成 26 年 10 月 10 日（金）～平成 27 年 3 月 31 日（火）
午前 9 時～午後 5 時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）
②提出方法 持参又は郵送等
問い合わせ及び書類提出先
〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町役場 総務部 財政課 財産管理係 TEL：089-985-4232

町有地処分の媒介依頼について

松前町長より下記について連絡がありました。
（連絡文書要旨）
処分の媒介を依頼する町有地

関係資料地区連絡協議会設置

物件番号	所在地番	地目	面積（㎡）	売却価格（円）	備考
1	伊予郡松前町大字浜字東恵美洲 322 番 1、323 番 2	宅地	194. 89	9, 210, 000	旧松前交番跡地

依頼期間
平成 26 年 10 月 10 日（金）から平成 27 年 3 月 31 日（火）まで
資料等の配布場所
松前町役場 3 階 総務部財政課又は松前町ホームページからダウンロード
問い合わせ及び書類提出先
〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井 631 番地
松前町役場 総務部 財政課 財産管理係 TEL 089-985-4232



コンプライアンス講習会の開催について

愛媛県県民環境部管理局県民生活課長より下記について連絡がありました。
（連絡文書要旨）

関係資料地区連絡協議会設置

実施主体：愛媛県（県民環境部 管理局 県民生活課 消費者行政グループ）
講習場所：愛媛県男女共同参画センター研修室（松山市山越町 450 番地）
対象者：表示を行う全事業者
定員：100 人
日時：10 月 28 日（火）13：00～16：15（受付開始 12：30）

講習内容	時間	講師（説明者）
①景品表示法の概要及び最近の違反事例の解説	①13：05～14：35	①消費者庁表示対策課職員
②保健機能食品について	②14：45～16：15	②消費者庁食品表示企画課職員

申込・問い合わせ先 〔申込期間 10 月 14 日（火）まで〕
〒790-8570 松山市一番町 4－4－2
愛媛県 県民環境部 管理局 県民生活課 消費者行政グループ
TEL：089-912-2336 FAX：089-912-2299
E-mail：kenminseikatsu@pref. ehime. jp
受付時間：平日 8：30～17：15
*参加は無料ですが、事前申込が必要です。

不動産広告について

実際とは異なるパースの掲載について
Q. 「このパースはイメージで現況とは異なります。現況と異なる場合は現況を優先することとします。」と表示すれば、実際とは異なる建物のパースを掲載することは可能でしょうか？
A. 表示規約では「モデルルーム又は写真、コンピュータグラフィックス、見取図、完成図若しくは完成予想図による表示であって、物件の規模、形状、構造等について、事実と相違する表示又は実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示」を不当表示と規定しています（第 23 条第 1 項第 42 号）。また、「宅地又は建物の見取図、完成図又は完成予想図は、その旨を明示して用い、当該物件の周囲の状況について表示するときは、現況に反する表示をしないこと。」と規定しています（施行規則第 10 条第 23 号）。したがって、ご質問のような、実際とは異なる建物のパースは、注釈を付記したとしても掲載することはできません。
（首都圏不動産公正取引協議会 公取協通信より転載）